

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



1月の税務・労務

11月決算法人の確定申告	
5月決算法人の中間申告	1月中の 決算応答日
2、5、8月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税12月分納期限	1月10日(火)
納期特例の承認を受けてい る場合の源泉徴収税額の納 期限	1月20日(金)
法定調書・給与支払報告書	1月31日(火)
償却資産申告書の提出期限	
社会保険料・子ども子育て拠 出金(12月分)納付期限	1月31日(火)
従業員への源泉徴収票交付 期限	1月31日(火)

1月の行事・業務案内

- 1(日) 元日
- 4(水) 官庁御用始
- 5(木) 小寒
当事務所営業開始
- 9(月) 成人の日・鏡開き
- 17(火) 冬土用入
H7年5:46 阪神大震災発生
- 20(金) 大寒
- 25(水) 初天神
- 28(土) 旧正月



2017年5月マイナンバーが一斉漏えい？

特別徴収税額通知書が個人番号つきで事業者に配達。しかも普通郵便！
 市役所はご理解くださいの一点張り。個人情報を守れるのか？

マイナンバー法は個人情報保護法の特例法として、行政内部で個人情報を共有する手段として共通の番号を利用することを定めた法律です。情報漏えいが発生した場合の重大さを勘案し、罰則規定も重罰化しています。

重大な個人情報であるマイナンバーを総務省は特別徴収税額の課税通知書に従業員のマイナンバーを記載して事業主に送るよう自治体に通達しました。従業員が市役所からマイナンバーを受け取っていないにもかかわらず無条件に番号が記載され、このままでは、十分に安全管理措置がとれないため、個人番号の預かりを先送りされていた方は、強制的に個人番号を送り付けられることとなります。

一方、東京都中野区は、この件に関して区民の個人情報漏えい防止のため、個人番号欄は*マークで埋めるなどして個人番号を記載しない方針を決定しました。政府と協議した結果の独自判断だそうです。この決定により、書留で送るべき重大な情報を従来どおり普通郵便で送るので財政負担も増えず番号漏えいも防ぐことができました。

一方、枚方市は個人番号を書いて普通郵便で送ると回答がありました。個人情報に対する自治体の姿勢の違いが明らかになったようです。

しかしながら、事業者団体や人権団体などが問題としており、今後の情勢を見守る必要があります。
 (参考記事2ページ)

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。
 旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、心から御礼申し上げます。
 顧問先様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

京阪総合会計事務所 一同

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル301号

Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp

税理士法人・株式会社 京阪総合会計事務所

【株式会社京阪総合会計事務所提携業務】

(生命保険)大同生命、NN生命、三井住友あいおい生命(損保)ユナイテッド・インシュアランス(株)(ビジネスソフト取次)弥生会計、ミロク情報サービス(コンサル)日本フードアカウンティング協会(不動産)福屋不動産販売

今号の紙面

- マイナンバーが漏えいする？ ○ 1月の事務こよみ
- マイナンバー取扱 ○新しい医療費控除(OTC医薬品)
- Q&A宝くじの共同購入で贈与税？ ○ 個人成？の手続き

1月の事務「よみ



● 年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行います。

- ① 1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額になります。
- ② 従業員等から各種控除に必要な書類が未提出のまま、年末調整を見込み計算した場合は、未提出証明書類の提出の督促をします。
- ③ 年末調整後に誤りが見つかった場合、再調整もできます。

● 法定調書(源泉徴収票など)の作成と提出

- ① 源泉徴収票1通を1月31日までに従業員本人に交付します。
- ② 平成28年中の給与等の支払額が150万円を超えている役員または役員だった人、同じく年間支払額が500万円を超える一般従業員について、源泉徴収票1通を税務署に提出します。
- ③ 給与支払報告書は、複写分と併せて2通とも平成29年1月1日現在の住所地の市町村に提出します。必要に応じて退職所得の源泉徴収票も市町村に提出します。

- ④ ②で作成した源泉徴収票と法定調書をまとめて合計表を作成し、1月31日までに税務署に提出します。
- ⑤ 電子申告にて簡略に処理を終えることもできますので担当者にご相談下さい。

● 扶養控除等(異動)申告書の受理とチェック

1月の給与計算に先立って、平成29年分の扶養控除等(異動)申告書を従業員に配布し、必要事項を記入して提出してもらいます。

2ヶ月以内の短期雇用者でも、契約延長や再雇用により2ヶ月を超えて働く見込みがある場合で

混乱するマイナンバーの取扱



総務省の「マイナンバーフリーダイヤル」に電話照会した回答では、「特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載して各事業主に送付することは、各自治体の判断による」とのことでした。

マイナンバー制度の実施を各省の中でも最も強力に進めてきた国税庁でさえ、各種提出書類の個人番号の記載について「番号の記載がない場合でも書類を受理する」など当面は柔軟な対応が示されています。さらにマイナンバーを事前に受け取っている場合の2回目以降という条件付ながら、多くの税務文書にマイナンバーを記載しなくてもよいとされまし

も、これを提出しておけば源泉徴収税額表の甲欄を適用することができます。

受領した申告書から、1人別源泉徴収簿(賃金台帳)に税額表の適用区分、扶養親族の人数などを転記します。

● 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産に課税される市町村税です。

このうち、償却資産は、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。提出期限は1月31日です。

た。このように国税分野でマイナンバーを取り扱う範囲は狭くなってきています。

今回、総務省が各自治体に一方的に指示した「特別徴収税額決定通知書に個人番号の記載」通達は極めて突出した対応であり、結果として多数の個人番号の流出を招くものと言わざるを得ません。一方で、冒頭で紹介した電話回答は、各自治体の判断に任せていると責任は自治体にあるとの態度です。

情報漏えいの場合厳しい罰則、高コストの安全管理措置義務、なにより将来、様々な個人情報と連動することを予定されているマイナンバーの取扱に自治体こそ慎重にすべきです。事業主や従業員にとっても迷惑な高市総務大臣の通達です。

平成29年から医療費控除が変わります

医療費控除は、その年中に支払った治療を目的とする医療費を、自己または生計を一にする配偶者や親族のために支払った金額を一定の計算方法を用いて控除額を算出し、所得金額から控除する制度です。適用対象となる控除額は下表のとおりです。

今年から従来の方法に加えて特例方法が追加されました。

特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が1万2千円を超えた場合にも医療費控除を使えます。

特例方法による控除額の上限は8万8千円です。

OTC医療費控除のポイント

- ① 健康の維持増進、疾病予防のための一定の取り組みをしていること。
- ② 医療用から転用されたOTC医薬品であること
- ③ 従来方式との選択性のため有利判定が必要

従来の計算方法

実際に支払った医療費

- 保険金などの補てん金（生命保険以外に高額療養費なども含みます）
- 10万円または総所得の5%のうち低いほうの額

医療費控除額（最高額200万円）

新しく追加された控除額

OTC医薬品の購入対価 - 12,000円 = 医療費控除額（最高額88,000円）

一定の取り組みとは

一定の取組	提出書類
インフルエンザの予防接種	領収書
市町村のがん検診	領収書又は結果通知書
会社の定期健診	結果通知書
特定健康診断を受診	領収書又は結果通知書
人間ドック等	結果通知書

注)領収書は原本提出、結果通知書はコピー提出可
結果通知に健診結果は不要、健診部分は黒塗り、切り取りして下さい。

対象となる医薬品

副作用が少ないため医療用から転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）医薬品にはセルフメディケーション対象商品と表示されます。

※OTC=Over The Counter=薬局のカウンター越しに買う方法



控除額はOTC医薬品による特例計算と従来方法の選択性です。医療費の総額が20万円を超える場合は従来方式が有利ですが、20万円未満の

場合は、対象商品を区分集計して有利判定をする必要がありますので注意が必要です。OTC医薬品を購入した場合、領収書に★マークを記載するなど、該当医薬品である明示がされる予定です。平成29年から購入される医薬品の領収書の表示方法にご注意ください。



医療費控除有利判定の留意点

- ① 総所得金額から医療費控除の下限を判定します（総所得の5%、上限が10万円）
 - ② 購入したOTC医薬品の総額とOTC医薬品を含む医療費の総額を算出します。
 - ③ OTC医薬品の控除額を計算します。（控除額12,000円、上限88,000円）
 - ④ 医療費の総額から控除額を計算します。（①の控除額を引いた額、上限は200万円）
- ③と④のうち、高いほうが有利な医療費控除額です。

会社から個人事業になって身軽になりたい！個人成のすすめ

売上が落ちて収益もあがらない。後継者もない。かといって、すぐに事業をやめるわけにもいかず・

こんな場合、会社経営から個人経営に変更することができず。

個人事業から会社に変更することを法人成というのに対し、俗に個人成といわれています。

個人成は負担軽減というメリットも

ありますが、デメリットもあります。

工夫次第で額の多寡はありますが手続きに費用もかかります。

詳しくは担当税理士及び担当者にご相談ください。



1 会社の事業を停止

- ① 解散・清算・・・完全に会社を消滅させます。
債務がある場合、特別清算が必要となります。
- ② 休眠・・・休眠届を提出します。
原則として休眠中も税務署への申告は必要です。

2 法人財産を個人に引き継ぐ(事業譲渡)

時期や処分額によって消費税の申告が必要です。

3 個人事業として開業

- ① 税務署に個人事業の開業届けを出します。
- ② 法人名義契約などを個人名義に変更します。
- ③ 健康保険、年金などの手続き変更を行います。

(メリット)

- 均等割や登記など負担がなくなります。(休眠の場合、均等割りが免除されない自治体もあります)
- 所得が低い場合は税率も低くなります。
- 税理士事務所のコストも安くなります。
- 従業員の人数によって年金や社会保険の加入義務が免除されます。

(デメリット)

- 法人の繰越欠損金は引き継がれません。
- 所得が高くなると法人より税金が高くなります。
- 同一生計の親族に給与を出す場合は手続きが必要になります。

Q&A コーナー

宝くじの共同購入で高額当せん金を山分け



年末ジャンボで10億円当選しました。職場の仲間と共同購入しました。当せん金は山分けしましたが、注意すべき点がありますか？

贈与税がかかる場合があります。

年年末ジャンボ宝くじの当せん、おめでとございます。新年から景気のいい話ですね。

10人で共同購入ですからひとり1億円ですね。一攫千金のチャンスを増やそうと共同購入するケースはよくある話です。

ところで、宝くじの当せん金は「当せん金付証券法」により所得税を課しないとされています。住民税は前年の所得税により計算されますので住民税もかかりません。

しかし、当せん金の正式な受領者であることが証明できない場合で、当せん金を分配した場合は贈与税に係る可能性があります。宝くじの業務代行をする銀行は、当せんくじを持参した人が当選者と判断し、当選者名簿を保管しなくてはなりません。その名簿に記載された方には「高額当せん証明書」が発行されます。つまり当選者以外の方が当せん金をもらった場合、贈与税が課税される可能性があるのです。当せん金をもらった場合は、全員でもらいに行くか、共同購入契約書など作って全員の名前を名簿に記載してもらいましょう。くれぐれも、当せん金の受け取り方に注意してください。え？既に分けた後ですか。個別にご相談しましょう。

